

令和8年4月採用公益財団法人わかやま産業振興財団 「創業相談員」募集案内

公益財団法人わかやま産業振興財団(以下「財団」という。)では、県内産業の活性化を図るため、企業の成長に応じ、起業から研究開発、新商品開発、販路開拓まで様々な支援を実施しています。

その一環として、当財団内外の様々な関係機関等と連携・協力し、起業を考えている方などに対する掘り起こしや機運醸成についての取り組みを実施できる人材を「創業相談員」として募集します。

1 募集職種及び人員

・創業相談員 1名

2 募集期間

令和8年1月19日(月)～ 令和8年2月6日(金)午後5時必着(簡易書留のみ受付)

3 創業相談員の業務内容

①創業間もない事業者への相談対応

具体的には、当財団で実施している地域課題解決型起業支援補助金採択者や「創業支援 in わかやま」ビジネスプランコンテスト受賞者へのフォローアップ(経営相談)など

②創業前における相談対応

③当財団内外の様々な関係機関等との連携・協力

④地域課題解決型起業支援事業統括者及び起業相談員のサポート

⑤スタートアップオフィス入居者に対する支援

⑥その他、創業支援に関わる業務全般

【補足】

上記に掲げた業務項目や内容については、あくまでも基本的な業務を示したにすぎず、これに限定するものではありません。また、和歌山県へ提出する報告書の作成等の定型業務や会議の開催に係る調整業務等、内部的な事務や雑務についても、所掌事務の範囲内にあると考えてください。

4 契約(委嘱)条件等

- ① 委嘱期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ ただし、翌年度は、財団が業務評価等により必要と認めた場合、1年以内で委嘱の継続が可能となる場合があります。他に、県の予算の成立をもって、翌年度事業が実施されますので、成立が無い場合には、業務がなくなり、委嘱契約の取り消しや中止することもあります。

- ② 業務場所 公益財団法人わかやま産業振興財団

(和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階)

※ 相応の理由がある場合は、理事長が指定する場所とします。

- ③ 業務日及び業務時間 週2日程度 1年度あたり100日以内。

原則として、下記「業務を要しない日」を除く日において、午前9時から午後5時45分まで(ただし、必要により時間外、又は下記「業務を要しない日」に勤務を要する場合があります。)

また、理事長が年度途中で、補助金業務や事業者支援業務等により、週の業務日数を増加または減少させるなどの変更を行う場合がありますので、予めご承知願います。

- ④ 業務を要しない日 原則として土曜日、日曜日、法律で定める休日、12月29日から1月3日とします。ただし、必要に応じて業務を要する場合があります。

- ⑤ 有給休暇 なし(業務日数に応じた謝金支払いになります。)

- ⑥ 謝金等 1 日額 25,000円(消費税及び地方消費税を加えます。

ただし、半日は、4時間以上とし12,500円に消費税及び地方消費税を加えます。)

2 その他手当 なし

- ⑦ 旅費 業務上の出張については、財団規程により別途支給します。

- ⑧ 謝金等の支給日 原則として、翌月金融機関営業日 8日目(口座振込)

- ⑨ 社会保険(健康保険、厚生年金保険、介護保険)及び労働保険(雇用保険、労災保険)について、財団での加入はありません。

5 契約(委嘱)日

令和8年4月1日

6 応募要件等

下記のすべての要件に該当することが必要です。

- (1) 本事業は、県からの補助を受けて実施するものであることを鑑み、補助金の執行管理を適切に遂行する意識と能力があること。
- (2) 事業の広報に係る相談対応、他の支援機関等との連携も主要な業務となることを踏まえ、それらの業務を遂行することのできるコンサルティング能力、起業支援に関する経験を有すること
- (3) 本県への愛着があり、本事業に対する熱意があること。
- (4) 県内産業状況等について相応の情報を有しているか、若しくは、今後それらの情報を主体的に習得できる能力を有していること。
- (5) 財団職員や他の財団スタッフと円滑に連携できること。
- (6) 事業計画や経営企画立案等の経営実務に精通している者
- (7) 普通自動車免許(AT 限定可)を保有し、日常の運転に支障のないこと
- (8) パソコン操作(ワード、エクセル、パワポ、HP 作成、電子メール、WEB 会議等)ができること。また、それらのソフトを活用してプレゼンテーション資料の作成業務、関係書類の作成ができること
- (9) 報告書作成等の内部処理や電話対応、整理整頓等の雑務もこなすことができること
- (10) 消費税に係る適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)として登録されている者又は採用決定した場合は、令和8年3月6日までに適格書発行事業者(インボイス発行事業者)として登録手続きを完了する者であること

7 その他注意事項

創業相談員は、本事業により支援を行なった事業者の知り得た営業秘密をはじめ、財団や他の支援機関や関係機関との守秘事項を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはなりません。本事業の終了後も同様とします。

8 選考方法

(1) 第1次試験(書類審査)

受験申込書により書類審査を行い、合否について全員に郵送にて通知します。

(2) 第2次試験(面接審査)

第1次試験合格者に対し個人面接を行い、合否を決定します。

※ 個人面談は、令和8年2月18日(水)に実施を予定しています。

※ 試験会場は、フォルテワジマ内の会場を予定しています。

(和歌山市本町二丁目1番地)

※ 試験場所、時間等の詳細については、第1次試験合格通知の際にお知らせします。

※ 受験者本人の試験結果は、口頭で開示請求することができます。開示を希望する人は、以下により受験者本人が、財団総務部に事前に連絡した上で、本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、財団に請求してください。

試験の種類	開示請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位のみ	合格発表の日から令和8年3月10日まで(土日、休日を除く午前9時から午後5時まで)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験及び第2次試験の得点及び順位のみ	

9 受験申込書等の配布と申込み方法

(1) 受験申込書等の配布

【直接入手する場合】

受験申込書等は、令和8年1月19日(月)から、公益財団法人わかやま産業振興財団(和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階)において配布します。

配布時間は、午前9時から午後5時までです。ただし、土曜日、日曜日、法律に定める休日は除きます。

【郵送により入手する場合】

郵送で受験申込書等を請求される場合は、宛先を明記した返信用封筒(角形2号封筒<240mm×332mm>に180円分の切手を貼付したもの)を同封し、表面に「創業相談員 受験申込書請求」と朱書きしてください。

請求先 〒640-8033 和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階
公益財団法人わかやま産業振興財団 総務部

【ホームページからダウンロードする場合】

受験申込書等は、公益財団法人わかやま産業振興財団の WEB サイトからダウンロードすることができます。 <https://yarukiouendan.or.jp/>

(2) 応募方法等

応募は郵送のみとします。(持参による受付はしません。)

封筒の表面に「創業相談員 受験申込書在中」と朱書きし、下記受験申込書を同封のうえ、必ず簡易書留で郵送してください。

なお、提出された受験申込書は、一切返却いたしません。

(受験申込書)

- ① 受験申込書(写真貼付)、学歴・職歴 様式1(任意書式含む)
- ② 主な業績、受験の動機等の詳細 様式2
- ③ 暴力団排除に関する誓約書 様式3
- ④ 返信用封筒1通(長形3号(120mm×235mm)に460円分の切手(簡易書留用)を必ず貼付し、ご自身の郵便番号、住所及び氏名を記入したもの)

(3)受付期間

令和8年1月19日(月)～ 令和8年2月6日(金)午後5時必着

(4)応募にあたっての注意事項

- ① 提出書類に不足等がある場合は、「書類不備」として扱い、書類審査(第1次試験)ができない場合もありますので、十分ご注意ください。
- ② 応募に係る費用(面接のための交通費等も含む。)は、自己負担となります。また、合格通知後に行う財団との打ち合わせ等に係る費用についても、自己負担です。
- ③ 応募書類の内容に虚偽があることが判明した場合は、委嘱後に委嘱を取り消すことがあります。
- ④ 提出書類は、日本語で作成してください。

※本募集は、県の令和8年度予算の成立を前提とするものであり、予算の成立状況によっては、取り消し又は変更する場合がありますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

〒640-8033

和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階

公益財団法人わかやま産業振興財団

総務部 南、西前

TEL 073-432-3412 FAX 073-432-3314

E-mail soumu@yarukiouendan.jp